

「居宅介護支援」重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0242-83-0190

担当介護支援専門員

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人 両沼厚生会 会津寿楽指定居宅介護支援事業所
所在地	福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 95 番地
介護保険指定番号	居宅介護支援（福島県 第0772600035号）
サービスを提供する地域	会津坂下町 柳津町 湯川村 喜多方市高郷地区

※ 上記サービス地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	1 名	職員及び業務の一元的な管理・指揮命令	1 名
主任介護支援専門員	1 名	介護支援専門員への助言、指導	1 名
介護支援専門員	3 名	訪問調査 居宅サービス計画の作成 居宅サービス計画の管理	4 名

(3) 営業時間

営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
---------	--------------------

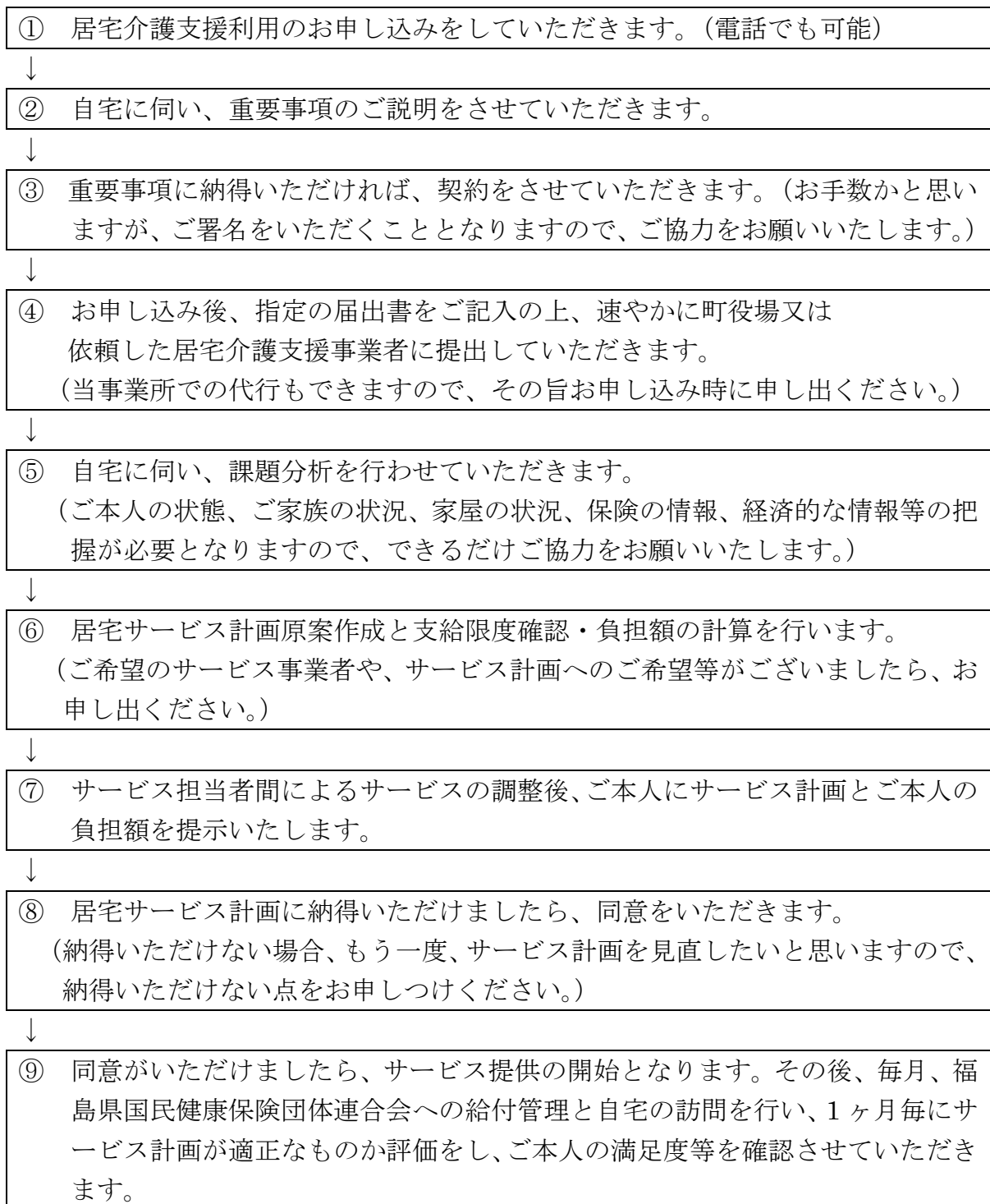
※ 営業日は月～金曜日（12月30日から1月3日までを除く）

※ 緊急電話連絡 0242-83-0190

（会津寿楽指定居宅介護支援事業所）

○上記営業時間以外については携帯電話へ転送となります。当番の者が相談対応させていただくか、各担当介護支援専門員に取つぎさせていただきます。

3. 居宅介護支援のお申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

要介護 1 または要介護 2 10,860 円／月

要介護 3、要介護 4 または要介護 5 14,110 円／月

次の基準を満たさない場合には、居宅介護支援利用料を減額算定します。

- ・ 居宅サービス計画を利用者又はその家族に説明し、同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- ・ 特段の事情のない限り、少なくとも月 1 回利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも 1 月に 1 回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- ・ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。

※上記基準を満たさない場合 50／100

※2ヶ月以上継続している場合 算定されない

- ① 次の場合には加算を算定しますが、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません

加算	金額	内容
初回加算	3,000 円	新規または区分が 2 段階以上の変更
入院時情報連携加算 (I)	2,500 円	入院した日 (営業日以外の場合は翌日を含む) に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (II)	2,000 円	入院した翌日又は翌々日 (営業時間終了後に入院した場合で 3 日目が営業日でない場合はその翌日を含む) に情報提供した場合
退院・退所加算 (会議あり) 連携 1 回まで	6,000 円	退院・退所時に担当医や病院職員などの他職種間等との会議または面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場合。ただし連携 3 回までについては、うち 1 回を担当医などが会議に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必
連携 2 回まで	7,500 円	
連携 3 回まで	9,000 円	
退院・退所加算 (会議なし)	4,500 円	
連携 2 回まで	6,000 円	

		要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院の職員と自宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じてサービスの調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算 ※在宅で死亡した場合のみ（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）。	4,000円	主治医が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者において、終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で、今後必要と見込まれる居宅サービス事業者とのサービス担当者会議を実施し、状態変化に応じたサービスの提供を行いお亡くなりになった場合 ※この場合で状態変化による介護保険サービスの修正が生じても、主治医の助言を得たうえで、サービス担当者と利用者または家族の了解を得ることで、サービス担当者会議の招集は不要といたします。
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合

② 特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円

厚生大臣が定める下記の基準に適合しているため、上記の所定単位数を加算算定します。

- ・ 常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置
- ・ 常勤の介護支援専門員を3名以上配置
- ・ 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
- ・ 処遇や問題点の改善方策等について会議を定期的開催
- ・ 24時間連絡体制を確保し、利用者の相談に対する体制を確保

- ・ 計画的に研修を実施
 - ・ 地域包括支援センターからの支援困難事例も居宅介護支援を提供
 - ・ 特定事業所集中減算の適用を受けていない
 - ・ 介護支援専門員一人当たりの担当件数が45件未満
 - ・ ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者など、他制度に関する研修などに参加している
 - ・ 地域包括支援センターや他法人の居宅介護支援事業所との共同の事例検討会等の会議の随時参加開催
 - ・ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
- ③ 保険料の滞納により、法定代理受理ができなくなった場合、1ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、原則として全額払戻が受けられます。尚、利用者本人の都合により全額是对戻しを受けられない場合もございます。
- （１）交通費
- 前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費として、実施地域を超えた所から1kmにつき50円の実費が必要となります。
- （２）その他
- 支払方法
- 料金が発生する場合、月ごとの精算とし、サービス月の翌月15日までにご請求いたしますので、ご請求月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

4. サービス利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

ご契約締結後、サービスの提供を開始いたします。

（２）居宅サービス事業所の紹介と説明について

居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることや、計画書に位置付けた理由についての説明を求めることが可能です。

（３）サービス利用中の医療機関との連携について

医療系サービス（訪問看護サービスや短期入所療養介護サービス）を

希望される場合にはご本人様の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付しますのでご協力をお願いします。

またサービス利用期間中にサービス提供事業所からご本人様の口腔や服薬状況についての伝達があった場合や、ケアマネジャー自身がモニタリングを通じて把握した場合は医療機関の主治医等に必要な情報伝達を行います。

さらにサービス利用期間中に医療機関への入院があった場合には、関係者間での円滑な情報共有と連携を図るため、入院先の医療機関へ担当介護支援専門員の氏名と事業者名を提供してください。

(4) サービスの終了

① 契約者のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた契約者の要介護認定区分が、要支援1または2、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 契約者がお亡くなりになった場合

④ その他

契約者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

事業の運営にあたっては、市町村・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所においては、課題分析標準項目（23項目）に沿った独自のアセスメントシートを使用し、利用者様の要望や必要性を評価分析させていただきます。それに基づいて状態の改善や悪化の予防を目標設定し、居宅サービス計画を作成させていただきます。

(2) サービス利用のために

事 項	有	無	備 考
介護支援専門員の変更	○		変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員への研修の実施	○		随時、合同研修会を実施しています

(3) 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、担当者を定め、委員会の開催や指針の整備、定期的に研修等を実施し周知徹底を図ります。

(4) 取り組みについて

災害や感染症発生時にも介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画を策定します。

感染対策の強化に取り組みます。

- ・感染対策委員会を設置しマニュアルの整備、研修や訓練等を実施します。

ハラスメント対策の強化に取り組みます

- ・委員会を設置し体制の整備、マニュアルの作成・整備を行います

身体拘束等の適正化に取り組みます

- ・利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。また身体拘束等を行う場合は記録します。

7. 秘密保持

(1) サービスを提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および退職後も同様とします。

(2) より良いサービス提供をするためにサービス担当者会議等を行う必要があります。利用者および家族の情報を使用させていただく事があります。予め文書で同意をいただきたいと思いますのでご協力をお願いします。

8. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずると共に速やかに家族等に事故の発生状況および今後の対応について説明させていただきます。

(2) 事故の概要を速やかに町に報告致します。

- (3) 所定の手続きに従い、利用者および家族等と話し合い、必要な損害賠償を行います。
- (4) 事故発生の報告を行なった場合は、処理結果、事故発生の原因および再発防止策を策定し、町に報告致します。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

【苦情解決責任者】 会津坂下町在宅福祉センター

所 長 高橋 美智江

【苦情受付担当者】 管理者 主任介護支援専門員 白井 千代

介護支援専門員 深瀬 良子

介護支援専門員 樋 公 恵

介護支援専門員 弦 卷 利 男

【電 話】 0242-83-0190

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで
月～金曜日（12月30日～1月3日を除く）

【第三者委員】 鈴木 清 記 会津坂下町民生児童委員協議会 会長
0242-82-3237

藤 田 法 身 柳津町民生児童委員協議会 会長
0241-42-2567

② その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【窓 口】 会津坂下町生活課 保険年金班 高齢者支援係

電 話 0242-84-1513

柳津町 町民課 住民福祉班

電 話 0241-42-2118

湯川村 住民福祉係

電 話 0241-27-8810

喜多方市役所高郷総合支所 市民課

電 話 0241-44-2111

10. 障害福祉制度との連携について

障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合には介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援相談員と密接な連携を図ります。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 両沼厚生会
代表者職・名	理事長 杉本光郎
所在地	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645番地
電話番号	0242-83-0185

事業内容

【指定居宅介護支援】

名称	会津寿楽指定居宅介護支援事業所 柳津指定居宅介護支援事業所
----	----------------------------------

【指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

名称	特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 特別養護老人ホーム 福柳苑
----	----------------------------------

【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所（ショートステイ）】

名称	会津寿楽指定短期入所生活介護事業所 福柳苑指定短期入所生活介護事業所
----	---------------------------------------

【指定通所介護・指定介護予防通所介護（デイサービスセンター） および第1号通所事業】

名称	会津坂下デイサービスセンター 柳津デイサービスセンター
----	--------------------------------

【指定訪問介護・指定介護予防訪問介護（ホームヘルプセンター） および第1号訪問事業】

名称	会津坂下ホームヘルプサービスセンター
----	--------------------

【指定認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

名称	グループホーム 結和（ゆうわ）
----	-----------------

12. 会津坂下町でご利用いただける介護サービス事業所について

事業所名	住所	電話番号
訪問介護サービス…ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助のサービスを提供します。		
☆会津坂下ホームヘルプサービスセンター	会津坂下町 字中岩田 95	0242-83-1370
☆ニチイケアセンターばんげ	会津坂下町 大字宮古字村西 40-3	0242-84-2201
☆マイム介護センターばんげ	会津坂下町 字台ノ下 745	0242-83-1195
☆合同会社あったか I'Z ケアステーションつばみ	会津坂下町 字館ノ内甲 2512	0242-82-4606
☆有限会社愛の里ケアステーション陽だまり	会津坂下町 大字気多宮字柳田 1059-2	0242-83-0635
JA 会津よつば 訪問介護	会津美里町 立石田字古宮前 362	0242-79-1880
訪問入浴サービス…介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。		
ツクイ訪問入浴	会津若松市 中央 1-5-30	0242-39-6210
グリーンケア訪問入浴サービス	会津美里町 荻窪字上野 185	0242-54-2300
訪問看護サービス…看護師が疾病のある人の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。		
☆ばんげ訪問看護ステーション	会津坂下町 字上柳田 2210-1	0242 83 3521
竹田訪問看護ステーション	会津若松市 本町 1 番 1 号	0242-27-0711
中央訪問看護ステーション	会津若松市東山町 大字石山字院内 171	0242-36-5050
通所介護サービス…通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。		
☆会津坂下デイサービスセンター	会津坂下町 字中岩田 95	0242-83-1393
☆デイサービスしなのき坂下	会津坂下町 字小川原 954	0242-85-7181
☆健康倶楽部あいづデイサービスセンター 「アルク」	会津坂下町 字惣六 10	0242-85-7773
☆ニチイケアセンターばんげ	会津坂下町 大字宮古字村西 40-3	0242-84-2201
☆JA 会津よつば デイサービスセンターすみれ	会津坂下町	

湯川村デイサービスセンター	大字宇内字寺内 89	0242-83-2602
	湯川村	
	大字及川字長瀬甲 875-6	0241-28-1588
地域密着型通所介護サービス…少人数制の通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。		
☆デイサービスセンターあそびりステーション	会津坂下町	0242-85-8154
	大字束原字東 1522	
認知症対応型通所介護サービス…認知症の方を専門とした施設で、食事や入浴などの生活のお手伝いやレクリエーション等の支援を日帰りで行います。		
☆ほしのひろば	会津坂下町	0242-85-6421
	大字羽林字西碓 180	
通所リハビリサービス…介護老人保健施設でリハビリを受けながら日常生活動作の向上のための支援を日帰りで行います		
☆介護老人保健施設「なごみ」	会津坂下町	0242-83-7530
	字上柳田 2210-1	
短期入所生活介護サービス…介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援が受けられます。		
☆特別養護老人ホーム 会津寿楽荘	会津坂下町	0242-83-0185
	大字塔寺字北原 645	
特別養護老人ホーム 福柳苑	柳津町	0241-41-1165
	大字飯谷字前林甲 370	
☆特別養護老人ホーム ラスール坂下	会津坂下町	0242-93-5755
	字上口 470-1	
特別養護老人ホーム いちょうの木	湯川村	0241-27-8338
	大字佐野目字佐野北 43	
みどりホームショートステイ	会津若松市神指町	0242-37-7710
	大字北四合字伊丹堂 62 番地 2	
短期入所療養介護サービス…介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。		
☆介護老人保健施設「なごみ」	会津坂下町	0242 83 7530
	字上柳田 2210-1	
福祉用具貸与サービス…日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。		
☆ヤマニ医療商会	会津坂下町	0242-84-1055
	大字五香字道下 208	
同仁社ヘルスケア事業部	会津若松市	0242-76-1161
	河東町南高野字高塚 227	
(株)ハッピーケア	会津若松市天神町 22-15	0242 36 6010
ニチイケアセンター門田	会津若松市	0242-38-3034

マイム介護センター

門田町日吉字小金井 11

会津若松市

0242-37-3050

中央三丁目 7 番 30 号

有限会社 介護福太郎

会津若松市

0242-25-0620

中央二丁目 1-21

特定福祉用具販売サービス…入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を、10 万円を上限に支給します。

購入前に事前手続きをし、都道府県などの指定を受けた事業所で購入をした場合に限り、購入費が支給されます。

住宅改修費支給サービス…手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20 万円を上限に工事費用が支給されます。

工事着工前に「事前申請」が必要です。申請前に工事を始めた場合は無効になりますのでご注意ください。

※☆印は町内にある介護サービス事業所になります。

※昨年度、当事業所においてサービス利用実績のあった居宅サービス事業所となります。

※近隣の市町村にもサービス対象地域とする事業所もございます。詳細やご利用については担当の介護支援専門員までご相談ください。

13. 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況について

(ア) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

・ 訪問介護	19.36 %
・ 通所介護	59.04 %
・ 地域密着型通所介護	13.8 %
・ 福祉用具貸与	54.4 %

(イ) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの割合

訪問介護	坂下 HHC	マム介護 センターばんげ	JA よつばふれ愛センターみどり
	63.9%	13.9%	7.4%
通所介護	坂下 DS	DS しなのき坂下	DS アルク
	58.3%	14.8%	14.5%
地域密着型 通所介護	あそびり ST		
	100%		
福祉用具貸与	同仁社	ハ ッ ピ ー ケ ア	ヤマニ医療商会
	51.3%	16.9%	16%

(R7 年月 3 月修正)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 両沼厚生会
事業所名 会津寿楽指定居宅介護支援事業所
 福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 5 番地

説明者 所 属 会津寿楽指定居宅介護支援事業所

氏 名 介護支援専門員 深瀬 良子

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。あわせて居宅介護支援サービス利用を申し込み、居宅介護支援サービス提供の開始について同意します。

利用者 住 所 会津坂下町

氏 名

代理人 住 所

氏 名

家 族 住 所

氏 名